

「選挙目当ての露骨なバラマキ」との声も…

「年金生活者支援臨時福祉給付金」の申請受付は5月12日からです

確認じゃ!
高齢者向け給付金。

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)



厚生労働省特設ページ「確認じゃ! 給付金。」より
<http://www.2kyufu.jp/>

高齢者向け給付金
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方

安倍内閣は、「低所得の高齢者に3万円を一度だけ給付する」内容の臨時福祉給付金を含む平成27年度補正予算を1月に成立させました。これを踏まえ、みだしの臨時福祉給付金の申請についての問い合わせが増えています。

参院選目当ての露骨なバラマキ&大企業には減税の大盤振る舞い

今年夏には参院選が行われ、衆参W選になるとの予測も出ています。野党や一部メディアから「バラマキ」「税金を使った露骨な選挙対策」と批判が出るのは当然です。

また、補正予算では法人実効税率が32・11%↓29・97%へ引き下げられ、子育て世代臨時特例給付金はわずか2年で廃止となるなど、大企業優遇・子育て世代冷遇を露骨に推進する内容といわざるをえません。



春日井市では、申請は5月12日からです。すでに他の自治体では申請受付を開始したところもあるようです。春日井市に問い合わせたところ、5月12日(木)より受付開始で、5月11日に支給対象となる可能性のある人に申請書を一斉送付するとのことでした。

支給対象となるのは、平成27年1月1日に春日井市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度の市民税(均等割)が課税されない人のうち、昭和27年4月1日以前に生まれた人です。

申請書は受付開始日以降、市役所のほか、坂下出張所や各ふれあいセンター、公民館等にも設置される予定です。

昨年までの臨時特例給付金と同様、申請しなければ給付を受けられませんので、制度への是非はともかくとして、対象の方は早めに申請をしましょう。

問い合わせ先

春日井市健康福祉部
臨時福祉給付金事務室

0568-85-6613

春日井民商第50回定期総会

とき：6月3日(金) 19時～
ところ：グリーンパレス
お弁当を用意しています。会員の方ならどなたでも参加できます。

商工新聞読者・会員の拡大にご協力ください

親戚や友人・知人の方に、ぜひ春日井民商をお知らせください。



オーナーの杉浦さん



理容(左)と美容(右)が隣り合っています



レディヤンかすがい隣り・創業40年の老舗

会員さんのお店紹介(34) Hair's Fuji & Lady's Fuji (南支部)

現在地に店を構えて40年。夫の喜朗さんが経営する理容と妻のかおるさんが経営する美容院の2店舗が隣り合っており、どちらも確かな技術で地域の皆さんに親しまれています。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

春日井市鳥居松町 2-258

TEL : 0568-81-4126

営業時間：(理容)8時半～18時

(美容)8時半～17時

定休日：(理容)火曜日、第2・3月曜

(美容)月曜日・火曜日

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀